

様式第29号（第15条関係） 施術初検料請求書

※発行年月日		年 月 日	施 術 初 検 料 請 求 書			
※受理年月日		年 月 日	年 月 日			
地方局長		様	住所			
			指定施術者			
			氏 名 (印)			
この券による 初検年月日		年 月 日	※ 受診者氏名	(歳)		
請 求 額	初 検 料	円	(初検等の部位)			
	初 検 料	円				
	初 検 料	円				
合 計	円	※ 社会保険等 負 担 額	円	差引額	円	

記入要領

※印の欄は、記入しないでください。

注意

- 1 給付可否意見書（様式第20号（その2）及び同様式（その3）に係るものに限る。）を提示した患者で、（1新規）のものは、新規に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付の申請をしている世帯の者ですから、初検料は、患者から徴収してください。（2継続）のものは、現在、同法による支援給付を受けている世帯の者ですから、初検料を患者から徴収しないでください。
- 2 患者に後日施術券が交付された後は、その施術券（施術報酬請求明細書）で請求してください。なお、初検料等の徴収額がその施術券に記載されている「本人支払額」の欄の金額を超過している場合は、その超過額を患者に返してください。
- 3 患者が初検だけを受けた場合は、施術券は発行されませんので、この請求書によって直接地方局長に請求してください。ただし、新規申請の場合には、支援給付の決定を受けたものに限りません。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

様式第30号 (第15条関係) 訪問看護に係る利用料請求書

訪問看護に係る利用料請求書							
(年 月分・訪問回数 回)							
基本 利用 料 以 外 の 利 用 料 明 細 書	種 類	単 位	単 価	金 額	摘 要		
			回	円	円		
			回	円	円		
			回	円	円		
			回	円	円		
			回	円	円		
			回	円	円		
			回	円	円		
			回	円	円		
合 計 金 額		請 求		※ 決 定			
		円		円			
請 求 書	<p>(利用者氏名)</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)の規定により、_____に係る上記明細書による訪問 看護に係る利用料を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">地方局長 様</p> <p style="text-align: right;">所在地</p> <p style="text-align: right;">事業者名 ㊞</p>						
<p>記入要領</p> <p>1 ※印の欄は、記入しないでください。</p> <p>2 「摘要」の欄は、利用料の内容が分かるように具体的に記入してください。</p>							

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

様式第31号（第16条関係） 支援給付申請に伴う調査書

支援給付申請に伴う調査書

第 号
年 月 日

地方局長 様

町長 印

別添のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付申請書を受け取ったので、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第6項の規定により支援給付に関する参考事項及び意見を添えて送付します。

支援給付に関する参考事項及び意見

1 家族の状況

(1) 氏名、続柄、生年月日

戸籍に照合したところ記載事項に相違ない（次のとおり相違があった）。

(2) 学歴、心身の状況、特殊技能、職業

調査の結果記載事項に相違ない（次のとおり相違があった）。

2 扶養義務者及び縁故者の状況

(1) 調査結果と記載事項を照合したところ相違ない（次のとおり相違している）。

(2) 交際の状況が疎遠又は悪い場合は、その理由

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」と、「同法第14条第4項」とあるのは「同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項」とすること。

3 不要の文字は、抹消すること。

4 「家族の状況」の欄は、出稼ぎ、入院等で世帯内にいない者の状況を含めて記載すること。

様式第32号 (第16条関係) 被支援世帯票

被 支 援 世 帯 票						
番号	地区	本籍地				
世帯主氏名		現住地				
世 帯 構 成						
人員	氏 名	続 柄	生 年 月 日	年 齢	性 別	備 考
1		世帯主				
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
摘要						
支 援 給 付 の 状 況						
開始変更廃止区分	生 活 支 援		住 宅 支 援		支 援	
	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
開 始		円		円		円
変 更						
廃 止						
医 療 支 援	氏 名	入院・外来の別	開 始 年 月 日	廃 止 年 月 日	備 考	
		入 院 ・ 外 来	年 月 日	年 月 日		
		入 院 ・ 外 来	年 月 日	年 月 日		
		入 院 ・ 外 来	年 月 日	年 月 日		
		入 院 ・ 外 来	年 月 日	年 月 日		
		入 院 ・ 外 来	年 月 日	年 月 日		
生 業 支 援	氏 名	技能修得生業資金の別	開 始 年 月 日	金 額	廃 止 年 月 日	備 考
		資 技	年 月 日	円	年 月 日	
		資 技	年 月 日		年 月 日	
葬 祭 支 援	氏 名	給 付 年 月 日	金 額		備 考	
			円			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第33号（第16条関係） 被支援者状況変動報告書

被支援者状況変動報告書

第 号
年 月 日

地方局長 様

町長 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による被支援者の生計その他の状況に、次のとおり変動があったので、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第7項第1号の規定により通報する。

被支援者の生計その他の変動状況

- | | |
|---|-----------------|
| 1 | 家族の状況 |
| 2 | 収入及び支出の状況 |
| 3 | その他支援給付に関する参考事項 |

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」と、「同法第14条第4項」とあるのは「同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項」とすること。

3 「家族の状況」の欄は、家族の増減、家族の健康、学校卒業、就職、失業等について記載すること。

4 「収入及び支出の状況」の欄は、資産、負債等の変動を含めて記載すること。

様式第34号（第16条関係） 支援給付交付金精算書

年 月 分支援給付交付金精算書

第 号
年 月 日

地方局長 様

町長 印

標記支援給付金を 月 日に交付を完了したから中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則（平成20年愛媛県規則第 号）第16条第5項の規定により精算書を提出する。

種類 区分	生活支援 給 付	住宅支援 給 付	支援給付	支援給付	支援給付	計
支援給付金 受 入 額	円	円	円	円	円	円
交 付 済 額						
差 引 残 額						
備 考						

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「備考」の欄には、差引残額の理由等を明記すること。

様式第35号（第17条関係） 入所被支援者状況変更届出書

入所被支援者状況変更届出書

年 月 日

地方局長 様

保護施設の長 ⑩

次の被支援者の状況に変更がありましたので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第48条第4項の規定により届け出ます。

- 1 被支援者氏名の氏名、年齢及び性別
- 2 変更があった事項
- 3 変更を生じた年月日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。